

事 務 連 絡
令和6年 12 月 17 日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内 閣 府 地 方 創 生 推 進 室

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の一部を改正
する命令の公布及び施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
の取扱いについて

本日、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府・総務省・財務省令第3号）が公布・施行されました。同命令による改正後の物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和5年内閣府・総務省・財務省令第1号。以下単に「規則」という。）を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を活用して各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支給する給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下同じ。）の取扱いについて、以下のとおり定めましたので、お知らせします。

各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

I. 差押禁止及び非課税となる給付金について

1. 令和6年度低所得世帯支援枠による給付金の取扱い

（1）概要

令和6年度一般会計補正予算（第1号）で措置された重点支援地方交付金を財源として、各市町村が（2）に掲げる世帯に支給する給付金については、「物価高騰対策給付金」として、差押禁止及び非課税の対象となります。

（2）支給対象世帯

規則第2条に規定される物価高騰対策給付金の支給対象世帯のうち、同条第3号イ（3）に掲げる世帯その他これに準ずる世帯は、以下に掲げる世帯となります。

① 令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和 6 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。2.（2）②、④、⑥及び⑦を除き、以下同じ。）を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である世帯

② 令和 6 年 1 月以降の家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和 6 年 1 月以降各市町村が定める申請日の属する月（ただし、申請日が令和 7 年 1 月以降となる場合は、令和 6 年 12 月とする。）までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和 6 年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和 6 年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの 1 年間の収入見込額（令和 6 年 1 月以降の任意の 1 か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）又は 1 年間の所得見込額（当該収入見込額から 1 年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。以下同じ。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

（3）差押禁止及び非課税の対象となる額の上限

規則の規定により差押禁止及び非課税の対象となる額の上限は 3 万円（当該世帯が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が属する世帯である場合には、3 万円にその者 1 人につき 2 万円を加算した金額）です。

2. 給付金・定額減税一体支援枠による給付金の取扱い

（1）概要

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された令和 5 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用に基づく重点支援地方交付金、令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）及び令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）で措置された重点支援地方交付金を財源として、各市町村が（2）に掲げる個人又は世帯に支給する給付金については、「物価高騰対策給付金」として、差押禁止及び非課税の対象となります。

（2）支給対象者又は世帯

規則第 2 条に規定される物価高騰対策給付金の支援対象者又は世帯のうち、同条第 1 号及び同条第 3 号ロに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯は主に以下に掲げる個人又は世帯となります。

※令和 6 年 2 月 16 日付事務連絡中「2（2）」からの変更箇所の下線部を付しています。

① 令和 5 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯のうち子育て世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和 5 年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である世帯（以下「令和 5 年度住民税非課税世帯」という。）のうち、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が属する世帯

② 令和 5 年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和 5 年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。④において「市町村民税の所得割」という。）を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の所得割を免除された者である世帯であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも 1 人が同年度分の市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 1 号に掲げる均等割（④及び⑥において「市町村民税の均等割」という。）を課される者である世帯

③ 令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する全ての者が、令和 6 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である世帯（令和 5 年度住民税非課税世帯及び②に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

④ 令和 6 年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和 6 年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の所得割を免除された者である世帯であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも 1 人が同年度分の市町村民税の均等割を課される者である世帯（令和 5 年度住民税非課税世帯及び②に掲げる世帯に該当する世帯を除く。）

⑤ 当初調整給付の給付対象者

次のイ又はロに該当する者

イ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない居住者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者をいう。イにおいて同じ。）（令和 5 年分の所得税に係る同項第 30 号に規定する合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。）

(1) その者の令和 6 年分推計所得税額又は令和 5 年分の所得税の額（所得税法第 120 条第 1 項第 3 号に掲げる所得税の額をいう。）により、推計された額

(2) 3 万円に、その者の同一生計配偶者（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者をいい、居住者に限る。）又は扶養親族（同項第 34 号に規定する扶養親族をいい、居住者に限る。）に該当する者の数に 1 を加えた数を乗じて計算した額

ロ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者（令和 6 年度分の市町村民税に係る地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。）

(1) その者の令和 6 年度分の地方税法の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける前のものをいい、同法第 50 条の 2 の規

定によって課する所得割を除く。) (⑧ハ(1)において「道府県民税の所得割」という。)の額及び市町村民税の所得割(同法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。⑧ロ(2)及びハ(1)において同じ。)の額の合算額
(2) 1万円に、その者の控除対象配偶者(地方税法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。)又は扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。)に該当する者の数に1を加えた数を乗じて計算した額

⑥ 新たに住民税非課税世帯等となると見込まれる世帯

次のイ、ロ又はハに該当する者

イ 令和5年度住民税非課税世帯又は②に該当しない世帯であって、以下のいずれかに該当する世帯

- ・ 同一の世帯に属する全ての者が令和6年度分の市町村民税の均等割を課されないと思込まれる世帯(同一の世帯に属する全ての者のそれぞれの1年間の収入総額(令和5年1月から令和5年12月までの収入を合算して得た額をいう。)が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)
- ・ 同一の世帯に属する全ての者が令和6年度分の市町村民税の所得割を課されないと思込まれる世帯(同一の世帯に属する全ての者のそれぞれの1年間の収入総額(令和5年1月から令和5年12月までの収入を合算して得た額をいう。)が、市町村民税の所得割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

ロ 予期せず令和5年1月以降各市町村が定める申請日の属する月(ただし、申請日が令和6年1月以降となる場合は、令和5年12月とする。)までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると思められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和5年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

ハ 予期せず令和6年1月以降各市町村が定める申請日の属する月(ただし、申請日が令和7年1月以降となる場合は、令和6年12月とする。)までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると思められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和6年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

⑦ 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、令和5年度分の市町村民税均等割が全額免除された者を含む世帯のうち子育て世帯等

次のイ、ロ又はハに該当する者

イ 世帯に属する者のうち少なくとも1人が、令和6年能登半島地震による被害を受けた場合において、地方税法第323条に基づき、市町村の条例で定めるところによ

り令和5年度分の市町村民税を免除された者である世帯（②から④までに掲げる世帯に該当するものとして規則第1条第1号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯

ロ イに該当しない世帯であつて、世帯に属する者のうち少なくとも1人が、令和6年能登半島地震による被害を受けた場合において、地方税法第323条に基づき、市町村の条例で定めるところにより令和5年度分の市町村民税を免除される水準となった者である世帯（②から④までに掲げる世帯に該当するものとして規則第1条第1号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯

ハ 世帯に属する者のうち少なくとも1人が、令和6年能登半島地震による被害を受けた場合において、地方税法第323条に基づき、市町村の条例で定めるところにより令和5年度分の市町村民税の所得割のみを免除される水準となった者である世帯（②から④までに掲げる世帯に該当するものとして規則第1条第1号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

⑧ 調整給付（不足額給付）の給付対象者

次のイ、ロ又はハに該当する者

イ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない居住者（⑤イに該当するものとして給付金の支給を受けた者にあつては、⑤イ(2)に掲げる金額から⑤イ(1)に掲げる金額を控除した金額が、(2)に掲げる金額から(1)に掲げる金額を控除した金額に満たない者に限る。）（令和6年分の所得税に係る同項第30号に規定する合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）

(1) その者の令和6年分の特別税額控除適用前所得税の額（その者につき租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定の適用がないものとした場合における令和6年分の所得税の額。ハ(1)において同じ。）

(2) その者の租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する令和6年分特別税額控除額

ロ ⑤ロ(2)に掲げる金額が⑤ロ(1)に掲げる金額を上回る市町村民税の所得割の納税義務者（⑤ロに掲げる者に該当するものとして給付金の支給を受けた者にあつては、当該給付金の金額が⑤ロ(2)に掲げる金額から⑤ロ(1)に掲げる金額を控除した金額に満たない者に限る。）（令和6年度分の市町村民税に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）

ハ 次に掲げる要件の全てを満たす者（居住者に限る。）

(1) その者の令和6年分の特別税額控除適用前所得税の額並びに同年度分の道府県民税の所得割の額及び同年度分の市町村民税の所得割の額が0となること。

(2) その者が居住者の租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する同一生計配偶者及び扶養親族又は地方税法附則第5条の8第2項に規定する控除対象配偶者等若しくは同条第5項に規定する控除対象配偶者等に該当しないこと。

(3) その者が令和5年度市町村民税非課税世帯、令和5年度市町村民税均等割のみ

課税世帯、令和6年度新たな市町村民税非課税世帯、令和6年度新たな市町村民税均等割のみ課税世帯、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、令和5年度分の市町村民税均等割が全額免除された者を含む世帯その他これらに準ずる世帯に属していないこと。

3. 令和5年度低所得世帯支援枠による給付金のうち被災世帯向け給付の取扱い

(1) 概要

令和5年度一般会計補正予算（第1号）で措置された重点支援地方交付金又は令和6年度一般会計補正予算（第1号）で措置された重点支援地方交付金を財源として（2）に掲げる世帯に支給する給付金については、「物価高騰対策給付金」として、差押禁止及び非課税の対象となります。

(2) 支給対象世帯

規則第2条に規定される物価高騰対策給付金の支援対象世帯のうち、同条第2号イに掲げる世帯その他これに準ずる世帯は、以下に掲げるいずれかの世帯となります。

① 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、令和5年度分の市町村民税均等割が全額免除された者を含む世帯

世帯に属する者のうち少なくとも1人が、令和6年能登半島地震による被害を受けた場合において、地方税法第323条に基づき、市町村の条例で定めるところにより令和5年度分の市町村民税を免除された者である世帯（本事務連絡2.（2）②から④までに掲げる世帯に該当するものとして規則第1条第1号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

② 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、令和5年度分の市町村民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯

①に該当しない世帯であって、世帯に属する者のうち少なくとも1人が、令和6年能登半島地震による被害を受けた場合において、地方税法第323条に基づき、市町村の条例で定めるところにより令和5年度分の市町村民税を免除される水準となった者である世帯（本事務連絡2.（2）②から④までに掲げる世帯に該当するものとして規則第1条第1号に掲げる給付金の支給を受けた世帯を除く。）

(3) 差押禁止及び非課税の対象となる給付金の額の上限

規則の規定により差押禁止及び非課税の対象となる額の上限は10万円です。

4. 留意事項

上記1.（2）、2.（2）及び3.（2）は、規則第2条における「法第2条第2号ロに規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯とする」を具体的にお示しするものです。

Ⅱ. 低所得者世帯等への周知について

物価高騰対策給付金を受給する低所得者世帯等に対して、支給された当該給付金は差押禁止及び非課税となる旨を、給付に係る決定通知書や確認書などの個別通知書、各市町村のホームページや広報誌等で、周知されるようお願いします。

(注) 周知に当たっては、以下の点にご留意願います。

- ・物価高騰対策給付金に該当するもの以外の給付金は、差押禁止及び非課税の対象となりません。そのため、物価高騰対策給付金に該当するものとそれ以外の給付金について、事業名称や給付金名称等を区別したり、受給する低所得者世帯に対して差押禁止及び非課税の対象となる金額を案内したりするなど、受給した給付金のうち差押禁止及び非課税の範囲が明確となるよう分かりやすい方法により周知をお願いします。
- ・各市町村の支給に当たっては、給付金が振り込まれた預貯金口座の表示において確認が行えるよう、例えば、振込名義人を事業名称や給付金名称等にするなどの対応をお願いします。

Ⅲ. 物価高騰対策給付金に係る事業名称・給付金名称等の報告について

(1) 概要

物価高騰対策給付金として各市町村がⅠ. 1. (2) ①令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に支給する給付金について、各市町村が低所得者世帯に対して周知する個別通知書、ホームページや広報誌等において用いている事業名称や給付金名称等の一覧を内閣府ホームページに掲載しますので、随時、別紙2の報告様式により、事業名称や給付金名称等が確定した段階で内閣府まで報告してください。全市町村が対象となりますので、必ず報告をお願いします。

(2) 報告方法・提出先

事業名称・給付金名称等の報告は、各市町村から以下の提出先まで、メールにて提出してください。

提出先メールアドレス：e4f59a2b.digital.go.jp@jp.teams.ms

<関連資料>

別紙1 令和6年12月17日官報（特別号外第55号）抄

別紙2 事業名称・給付金名称等報告様式

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

直通 03-5501-1752

e-mail：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp